

2025 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社E ストアー
代表者名 代表取締役COO社長 柳田 要一
(コード: 4304 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 津田 哲也
電話番号 03-6434-0978

株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年4月21日付「株式併合並びに単元株式数の定めの変更に関するお知らせ」(以下「2025年4月21日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更の各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025年5月30日から2025年6月19日まで整理銘柄に指定された後、2025年6月20日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の詳細は、2025年4月21日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

2025年6月24日(予定)をもって、2025年6月23日(予定)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式450,250株につき1株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

5,266,266株

④ 効力発生前における発行済株式総数

5,266,277株

(注) 当社は、2025年4月21日開催の取締役会において、本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2025年6月24日付で、当社が2025年4月20日時点において所有する自己株式865,503株を含む、本株式併合の効力発生時点の直前時において当社が所有する自己株式の全部を消却することを決議しておりますので、当社が2025年4月20日時点において所有する自己株式865,503株については、「効力発生前における発行済株式総数」から除外しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

11 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

44 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(a) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社 JG27（以下「公開買付者」といいます。）及び株式会社ユニコム（以下「ユニコム」といいます。）以外の株主の皆様所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、当社株式が 2025 年 6 月 20 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様所有する当社株式の数に、公開買付者が 2025 年 3 月 4 日から 2025 年 4 月 1 日までを買付け等の期間として実施した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 1,953 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

株式会社 JG27

(c) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、①J-GIA 2 号投資事業有限責任組合及び日本成長投資アライアンス株式会社が投資関連情報の共有等のサービスを提供する JG II GP Limited がジェネラル・パートナーである JG II GP (CAYMAN), L.P. がジェネラル・パートナーである JG II (CAYMAN), L.P. から出資を受けた株式会社 JG26 から出資を受けること（以下「本 JG26 出資」といいます。）、②J-GIA 2 号投資事業有限責任組合から借入れを受けること（以下「本 J-GIA 2 号融資」といいます。）、③株式会社みずほ銀行から借入れを受けること（以下「本銀行融資」といいます。）並びに④BASE 株式会社（以下「BASE」といいます。）から本当社株式取得（注）に係る株式譲渡代金の前払いを受けること（以下「本 BASE 前払い」といいます。）を予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定であったところ、当社は、①本 JG26 出資に係る出資証明書、②本 J-GIA 2 号融資に係る融資証明書、③本銀行融資に係る融資証明書、並びに④公開買付者及び BASE の間で締結された本 BASE 前払いに係る株式譲渡契約書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

（注）「本当社株式取得」とは、当社の非公開化後、BASE が公開買付者から当社株式を取得する取引をいいます。

また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる端数相当株式の売却に係る代金の支払いについても、これらの資金から賄うことが予定されているとのことであり、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識しておりません。

したがって、当社は、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年7月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年8月上旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2025年9月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2025年4月21日付当社プレスリリースに記載のとおりです。また、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2025年6月24日に効力が発生する予定です。

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は44株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は11株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条（単元株式数）及び定款第7条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及びユニコムのみとなる予定であり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第8条（基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、2025年6月に開催を予定している定時株主総会につきましては、開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。
- (4) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及びユニコムのみとなる予定であり、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第13条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

① 臨時株主総会開催日	2025 年 5 月 30 日（金曜日）
② 整理銘柄指定日	2025 年 5 月 30 日（金曜日）
③ 当社株式の最終売買日	2025 年 6 月 19 日（木曜日）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2025 年 6 月 20 日（金曜日）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2025 年 6 月 24 日（火曜日）（予定）

以上